

令和6年 春の全国交通安全運動

実施要綱

実施期間

4月6日土 ▶ 4月15日月

重点

- 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通安全の遵守



交通安全図画最優秀作品(令和5年度県知事賞)
大村市立富の原小学校5年生(当時)
みくりや まち
御厨 麻智さんの作品

スローガン

身につけよう
交通ルールとヘルメット

特別広報

「横断歩道「止まらば運動」」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進



主唱 長崎県交通安全推進県民協議会

運動の 目的

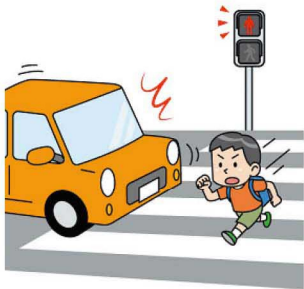
本運動は、県民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、県民全体で交通事故防止に取り組むことを目的とします。

重点1

こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

依然として道路でこどもが危険にさらされる状況も見られ、次世代を担うこどもを交通事故から守る必要があります。また、全国では道路を横断中に車両と衝突して亡くなる交通事故も発生していることから、こどもを交通事故から守るため、次の事項を推進します。

歩行者



- 登下校を始め道路（付近）を通るときは、「信号を守る」、「道路に飛び出さない」、「横断歩道を渡る」、「道路で遊ばない」などの交通ルールを守りましょう。
- 道路を横断するときは、左右の安全確認をしてから横断を開始しましょう。また、横断途中も左右の安全確認をし、特に左から走ってくる車両の確認をしっかりとしましょう。



- 道路を横断するときは、近くの横断歩道を利用し、横断する前には手を挙げて、運転者に「手のひら」を示して横断の意思を伝えましょう。

運転者

- 運転中は常に歩行者の存在を確認し、歩行者の近くを通行するときや、通学路・交差点等の歩行者の存在が予測できる場所では、あらかじめ安全な速度に減速するなど安全運転を心掛けましょう。
- 「生活道路は人が優先」という意識を持ち、近道又は渋滞を避けるために安易に生活道路を通行せず、幹線道路を通行するよう努めましょう。
- 横断歩道において、横断中の歩行者や横断しようとする歩行者がいるときは、その横断歩道手前で必ず一時停止して、歩行者に道をゆずりましょう。

家庭・学校・地域・職場・関係機関等

- 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進しましょう。
- こどもに対する、参加・体験・実践型の交通安全教室等による交通安全指導を推進しましょう。
- 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこども目線からの危険箇所の把握と解消に努めましょう。
- 「ゾーン30 プラス」の整備を始めとする生活道路対策や通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進しましょう。

重点2

歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

横断歩道は歩行者が優先ですが、横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいても一時停止しない車両が多く見られるなど、運転者の歩行者保護の意識は決して高いとは言えません。

運転マナーの基本は「思いやり」と「ゆずり合い」の気持ちです。他の車両や歩行者がどのような行動を望んでいるのかを読みとり、安全にお互いが気持ちよく通行でき、不安感を与えないような運転に心がけましょう。その他、交通事故を防止するため、次の事項を推進します。

運転者



- 車両を運転するときは、心に余裕を持って運転に集中し、イライラして他人を威嚇するような妨害運転（「あおり運転」）や、安易にスマートフォンを操作するなどの危険な「ながら運転」は絶対にやめましょう。
- 夕暮れ時は早めのライト点灯を行い、夜間はライトの上向き下向きのごまめな切り替えを徹底して、歩行者等を早期に発見しましょう。
- 横断歩道手前の路面に標示された「ひし型」マークは、先の方に横断歩道があることを知らせる予告標示です。この標示がある場所では、横断歩道の手前で停止できるような速度で進行した上で、歩行者の有無を確認し、歩行者がいるときは必ず歩行者に道を譲るなど、歩行者優先の意識を持つよう努めましょう。

高齢運転者

- 身体機能の変化を自覚して、ゆとりある運転に努め、体調や天候、道路状況に応じた安全な運転を行い、不安があるときは運転を控えましょう。
- 運転に不安を感じたら、運転免許窓口に相談するなどして、安全運転サポート車等限定免許や免許証の自主返納も検討しましょう。
- 運転を続ける必要がある運転者は、安全運転サポート車の購入を検討しましょう。

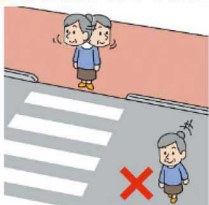


家庭・学校・地域・職場・関係機関等

- 車両の運転者に対しては、横断歩道手前では減速し、また、横断歩道に歩行者がいるときは必ず停止するように指導教育しましょう。
- 身近で起きた子どもや高齢者の交通事故について話し合い、交通安全意識を高めましょう。
- 地域の交通安全啓発活動へ積極的に参加しましょう。
- 職場の朝礼、出発時の声掛け、各種会合などの機会を通じて、事業所全体で思いやりを持った運転に心がけるよう指導しましょう。

◆ 歩行者のルール・・・横断が禁止されている場所等 ◆

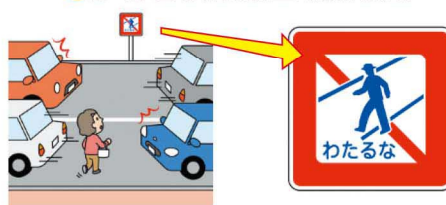
● 横断歩道外横断



● 車両の直前直後横断



● 歩行者横断禁止場所横断



● 斜め横断



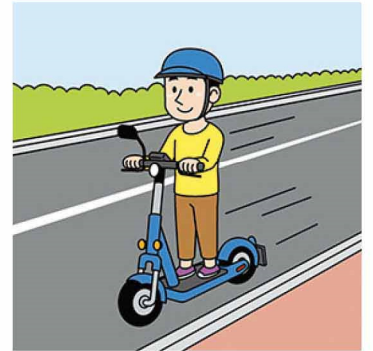
重点3

自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

自転車は、身近で便利な乗り物ですが、一方で交通ルールの理解不足による交通違反を原因とする事故も発生しています。また、令和5年7月1日から、一定の条件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されています。自転車・電動キックボード運転中の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進して、交通事故を防止するため、次の項目を推進します。

自転車等利用者

- 自転車・電動キックボード利用者は、自らを守るため、ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車・電動キックボード運転中は、携帯電話等を使用すること、イヤホン等で音楽を聴くこと、傘をさすことは禁止されているので絶対にやめましょう。（「ながら運転」の禁止）
- 自転車の安全を確保するため、定期的な点検や整備を行いましょう。
- 「自転車安全利用五則」を遵守し、マナー向上を図りましょう。
- 自転車運転中の加害事故に備え、損害賠償保険等に参加しましょう。



家庭・学校・地域・職場

- 全ての年齢層の自転車・電動キックボード利用者に、ヘルメット着用と交通ルールの遵守を呼び掛けましょう。
- 自転車・電動キックボード利用者に対して、「ながら運転」の禁止や歩行者保護などの交通ルールの遵守と安全運転の声掛けを実践しましょう。



【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

関係機関・団体

- 配達業務中の交通事故防止のため、関係事業者や自転車配達員へ安全対策を働き掛けましょう。
- 自転車の損害賠償保険加入を促進するための広報啓発を行いましょう。

県内統一行事		
4月8日(月) 4月15日(月)	街頭指導活動・広報活動強化の日	登下校指導、こども・高齢歩行者の道路横断時の保護誘導などの街頭指導を強化します。 また、交通安全意識向上のための呼び掛けを強化します。
4月10日(水)	交通事故死ゼロを目指す日	県民一人一人が交通事故を起こさないよう、遭わないよう呼びかけます。
4月12日(金)	飲酒運転根絶強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。

令和6年 長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー